

パートナーシップ宣誓書受領証の提示により利用可能となる行政サービス等

令和5年4月1日時点

区分	制度・サービス名	内容	受領証の 掲示	問い合わせ先
高齢者福祉	今治市家族介護教室及び家族介護者交流事業	高齢者を介護しているパートナーが、介護方法及び介護予防等の知識・技術を習得する「家族介護教室」へ参加できる。また、介護負担を軽減するため心身のリフレッシュや介護者相互の交流を図る家族介護者交流事業へ参加できる。	要	介護保険課 TEL：0898-36-1526 E-mail：kaigo@imabari-city.jp
子ども	教育・保育給付認定および施設利用の申請	パートナーの子どもが保育所等に入所を希望する場合は、同居してその子どもを現に監護している状況であれば「保護者」として申請ができる。	要	保育幼稚園課 TEL：0898-36-1524 E-mail：hoiku@imabari-city.jp
	施設等利用給付認定の申請	パートナーの子どもが施設等利用給付認定を希望する場合は、同居してその子どもを現に監護している状況であれば「保護者」として申請ができる。	要	保育幼稚園課 TEL：0898-36-1524 E-mail：hoiku@imabari-city.jp
	一時預かり事業、病児保育事業の利用申請	パートナーの子どもが一時預かり事業や病児保育事業の利用を希望する場合は、同居してその子どもを現に監護している状況であれば「保護者」として申請ができる。	要	保育幼稚園課 TEL：0898-36-1524 E-mail：hoiku@imabari-city.jp
暮らし	犯罪被害者等支援事業	家族又は遺族と同様に支援を受けることができる。	要	防災危機管理課 TEL：0898-36-1558 E-mail：bousai@imabari-city.jp
	市営墓地の承継	遺贈等による承継ができる パートナー死亡後の墓地管理の問題もあるため慎重な判断が必要。	要	環境政策課 TEL：0898-36-1535 E-mail：kankyoku@imabari-city.jp
	記念樹の贈呈	パートナーシップ宣誓に際して、記念樹苗木の贈呈の申請ができる。		公園緑地課 TEL：0898-36-1563 E-mail：kouen@imabari-city.jp
	市営住宅の申し込み	市営住宅の申し込みができる。ただし、他に収入等の入居要件あり。	要	住宅管理課 TEL：0898-36-1567 E-mail：jutaku@imabari-city.jp
救急	り災証明書の交付	火災等の災害により、自宅等がり災したことを証明するり災証明書を申請することができる。	要	消防本部 警防課 TEL：0898-32-2779 E-mail：syoubou2@imabari-city.jp
	救急搬送証明書の交付	救急搬送されたことを証明する救急搬送証明書を申請することができる。	要	消防本部 警防課 TEL：0898-32-2779 E-mail：syoubou2@imabari-city.jp

※制度ごとに所定の要件があります。

このほか、パートナーシップ宣誓を行った今治市の職員については、結婚休暇が取得できます。